

次世代IPネットワーク推進フォーラムの後援名義の使用について

1. 背景

2007年2月22日にインドネシアで開催された「次世代IPネットワークシンポジウム(NGNセミナー)」の事務局から、本フォーラム事務局に対し、後援名義の使用の要請があった。この時は、後援名義の使用に関する規程が存在しなかったため、企画推進部会において、後援名義の使用に関し、メール審議を行ったが、今後も同様の依頼があると考えられるため、後援名義の使用に関する規程を策定する必要がある。

2. 外部行事に対する次世代IPネットワーク推進フォーラムの後援名義の使用に関する規程(案)

別添のとおり、提案する。

外部行事に対する次世代IPネットワーク推進フォーラムの後援名義の使用について(案)

(目的)

第1条 本規程は、次世代IPネットワーク推進フォーラム(以下、本フォーラム)の外部行事に対する後援名義の使用に際し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 外部行事に対する後援とは、外部行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。後援を認めた行事に関する広告物や印刷物等には、本フォーラムの後援を得ていることを表示することを可能とする。ただし、本フォーラムが行事の経費を負担したり、広告物等の配付などを行なうことを含まない。

(後援名義の使用対象)

第3条 後援名義の使用対象となる外部行事は以下のとおりとする。

- 1 シンポジウム、ワークショップ、セミナー、学会等の各種集まり
- 2 その他、特に本フォーラムが認めるもの

(後援名義使用承認の条件)

第4条 後援名義の使用承認の条件は以下のとおりとする。

- 1 行事の内容が本フォーラムの目的達成に寄与すると認められるものであること
- 2 行事が特定の関係者のみを対象とするものでないこと
- 3 主催者の存在または組織等が明確であり、十分な事業遂行能力があること
- 4 事業が私的な利益を目的としていないこと
- 5 行事が公序良俗に反せず、その他社会的な非難を受ける恐れがないこと
- 6 行事が宗教的または政治的目的を有していないこと

(申請の方法)

第5条 後援名義使用の申請は、使用承認に係る行事の実施の1月前までに、以下に掲げる書類等(形式は任意)を添付の上、本フォーラム事務局(以下、事務局)宛に行うものとする。

- 1 主催者の存在、行事運営の基礎を明らかにする書類や、役員その他事業関係者の住所あるいは身分 等を明らかにする書類
- 2 行事の目的およびその計画を明らかにする書類
- 3 その他、後援名義使用の可否判断に資する資料等

(承認手続き)

第6条 事務局は、第5条に基づく申請を受理したときは、申請が第4条各号に掲げる条件に適合しているかどうかを審査し、企画推進部会長の了解を得て、申請者に後援名義使用の承認の可否について回答するものとする。

- 2 事務局は、前項に基づき後援名義使用を承認した行事について、直近の企画推進部会に報告するものとする。

(承認の取り消しについて)

第7条 事務局は、後援名義使用の承認を受けた者が以下のいずれかに該当すると認められるときは、当該承認を取り消すことができるものとする。

- 1 虚偽の申請内容により使用承認を受けたとき
- 2 使用承認の条件を履行しなかったとき
- 3 その他後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき
(行事終了報告について)

第8条 使用承認を受けた者は、承認に係る行事が終了したときは、速やかに名義使用行事終了報告書(形式は任意)を提出するものとする。

附 則

この規程は、平成19年 月 日から施行する。